

龍ヶ崎市長 中山 一生 殿

## 龍ヶ崎市の公共施設の新しいカタチに対する提言

～ファシリティマネジメントの先進地から日本の新しい公共施設のトップランナーへ～

(案)

平成25年〇月

龍ヶ崎市公共施設再編成の行動計画策定に係る有識者会議

## <目次>

提言にあたり .....	1
第1章ー公共施設再編成を進めていくために .....	2
1  新しいカタチの創造 .....	2
2  市民との情報共有 .....	3
3  ファシリティマネジメントと公共施設再編成の一体的な推進 .....	3
4  学校施設の総量削減や活用 .....	4
5  行政内部の連携、機能、組織体制強化 .....	5
第2章ー行動計画策定における考え方 .....	6
1  対象施設 .....	6
2  行動計画の登載時期 .....	6
3  再編成の方向性 .....	6
4  市民との意見交換 .....	7
5  まちづくりの考え方 .....	8
6  PDCAサイクルの考え方 .....	8
第3章  最後に .....	9
資料編 .....	11
学校施設の利活用について .....	12
(有識者会議第3回倉斗副委員長の事例発表から)	
龍ヶ崎市公共施設再編成の行動計画策定に係る有識者会議設置要綱 .....	16
龍ヶ崎市公共施設再編成の行動計画策定に係る有識者会議委員名簿 .....	18
龍ヶ崎市公共施設再編成の行動計画策定に係る有識者会議開催経過 .....	19

## 提言にあたり

全国の地方自治体は、ほぼ一様に財政がひっ迫し、これから到来する少子高齢化社会において、極めて厳しい地域経営が求められます。公共施設に関しては、施設整備時に考えられていた目的や利用方法、市民の利用ニーズが、時代の変化や他の社会的な要因により変化し、現状の地域の状況、施設のあり方との乖離が大きくなってきています。また、多くの公共施設が建設から数十年を経過し、建物・設備等の老朽化が年々進行し、小規模な補修・修繕の経費が嵩み、大規模改修や耐震補強などの多額の再投資を行わなければならない状況に追い込まれつつあります。公共施設の老朽化の問題、公共施設の維持管理の問題は、地域経営にとっての最重要課題であり、それを放置すれば公共サービスの提供や市民の暮らしに大きなリスクを及ぼすことになります。この問題に対して「先送り」にするのか、全国に先駆けて課題解決に踏み出していくのか、大きな岐路に立っています。

龍ヶ崎市は、日本におけるファシリティマネジメントの先進地域として、他の地域に先駆けて効率的・効果的な公共施設の維持管理に取り組んできました。また、民間の技術、ノウハウ、人材等を活用した指定管理者制度などの積極的な導入により、公民連携（Public Private Partnership）による公共サービスの改革も進めてきました。加えて、職員管理の適正化などの行政改革を推進し、着実な成果を残してきています。最も特徴的なこととして、財政運営に関する基本方針の条例を定め、全国で初めて公共施設のあり方に関する現状把握とそれに基づく取り組みの必要性を明確に位置付けたことがあげられます。そして、具体的な取り組みとして、公共施設の再編成に関する基本方針を定め、それをわかりやすいカタチで市民に発信し、全国的な注目を集めてきました。

ファシリティマネジメントの先進地である龍ヶ崎市には、いま大きなチャンスが目の前にあると言えます。これまでの蓄積を土台として新しい公共施設のあり方に挑戦し、未来にむかって誇れるまち、新しい公共施設のカタチを示すトップランナーに生まれ変わる絶好の機会が巡ってきているのです。現状追認と問題の先送り、過去の成功に拘泥し、将来の市民＝子どもたちに大きな課題・負担を残すのか、それともこのチャンスを逃さず、未来の龍ヶ崎市の実現に向けて、大きな一歩を踏み出すのか、決断の時です。ファシリティマネジメントの先進地から、さらに一歩を踏み出して、新しい日本のモデルとなる公共施設のカタチを実現するトップランナーになるチャンスは、「今」しかありません。

本会議は、公民連携や公共施設の改革に取り組む実務家・関係者が集まり、龍ヶ崎市の新しい公共施設のあり方を検討してきました。現在そして未来の龍ヶ崎市民にとって、本提言がこれからの公共施設のカタチを考えるメッセージとなることを強く期待しています。

龍ヶ崎市公共施設再編成の行動計画策定に係る有識者会議  
委員長 藏田幸三

## 第1章－公共施設再編成を進めていくために

公共施設再編成は、これから先、龍ヶ崎市が必ず取り組んでいかなければならない課題であるという認識のもと、「龍ヶ崎市公共施設再編成の行動計画策定に係る有識者会議（以下「有識者会議」という。）」は議論を重ねてきました。それを通じて、公共施設の再編成は、財政面との折り合いをつけながら公共サービスを維持していくための手段であって目的ではなく、地域全体に係る取り組みとして地域の力がにじみ出てくる問題であることが明らかとなりました。

この問題への取り組み結果もまた、他の政策と同様、「市民力」、すなわち、「地域課題に関心を寄せ、その解決を他人任せにせず、できることは自分でやろう！」という意欲や行動力が必要となります。

龍ヶ崎市においてはすでに、「財政運営の基本指針等に関する条例（以下「条例」という。）」を制定し、それに基づき平成25年2月に「龍ヶ崎市公共施設再編成の基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定、さらに市民にも公表しているところです。他自治体と比較しても、早くに取り組んできたことで、限られた財源のなかで公共施設の問題をきちんと議論できるお膳立てが整っています。これは他自治体ではほとんど見られない優れた点です。

この動きを緩めることなく、「公共施設再編成は持続可能な地域経営にとっては不可避の取り組み」という強い意識のもと、今後も積極的に取り組んでいくべきです。

第1章においては、公共施設を有効活用していくべく研究してきた視点や先進自治体における実状や経験から市がこれから取り組むべき事項について提言します。

### 1 新しいカタチの創造

今般の社会経済情勢の変化及び財政状況等に適合した公共施設における必要性の高い機能を確保するために、龍ヶ崎市においては条例や基本方針を制定し、公共施設の更新問題は避けて通れないと認識されています。

条例の施行規則において、「公共施設の管理の効率化及び統廃合等を通じた公共施設全体の最適化の実現」という一文があります。それぞれの公共施設を広域化、複合化などで量的削減をすると同時に、いかに運営面からの改善を図るのかという「ハード」「ソフト」両面からの再編成が必要です。

そして、龍ヶ崎市の再編成で尊重されるべき理念が「新しいカタチ」というものです。「カタチ」とは、「ハコ（公共施設）」でも「中身（設備）」でもない、つまりは、「機能を市民と共に創っていく」という、公共施設再編成で尊重すべき、市の基本的な考え方や姿勢のことです。

これを市民に広く浸透させていくとともに、協働して再編成を具体化していかなけれ

ばなりません。そのためには、根拠のある数値データを行政側が収集整理し、現在の公共施設が抱える厳しい実態の周知に努めるべきです。

そして、これからの「公共施設のあるべき姿」について、従来のあり方（設置目的）、やり方（運営方法）にこだわらず、公共施設に対する考え方も創り上げていくことが必要となってきています。こうした市民と行政の対話を通じて、身の丈にあった、龍ヶ崎市の公共施設の「新しいカタチ」が創り上げられなければなりません。そのような創造の過程を経ることによって市民満足度の高い公共サービスの実現と持続可能な自治体経営の基礎がつくられることになります。

## 2 市民との情報共有

「新しいカタチ」を創り上げていくためには、公共施設再編成についての市民の納得が不可欠です。

各施設の具体的な再編成に着手できない状態、いわゆる各論反対に陥らぬためには、「総論」である基本方針が市民に周知されることが必要です。総論が十分に理解されていないからこそ、各論反対が起きるのです。

基本方針の周知啓発はむろんのこと、公共施設再編成の目的を市民とともに考えていくことが重要です。「新しいカタチ」をともに創り上げていく過程では、行政は、市民に積極的な情報発信を繰り返し行うべきです。

## 3 ファシリティマネジメントと公共施設再編成の一体的な推進

龍ヶ崎市においては、平成13年度から主にコストダウン、予防保全といった観点でファシリティマネジメント（以下「FM」という。）に取り組まれています。コスト対策では一定の成果を得た龍ヶ崎市のFMですが、東日本大震災の影響で、日常的な予防保全、長寿命化対策の実施はまだ道半ばの状況にあり、今後推進する予定となっています。

ところで、FMは、公共施設再編成の万能薬ではなく、一つのきっかけに過ぎないことを理解すべきです。実際にいくつかの自治体においては、公共施設の更新財源の捻出先をFMの長期保全計画のみに頼ってしまったことで、その投資額が財政フレームに収まらなくなった途端、公共施設再編成の取り組みに行き詰ってしまっている事例が見られます。

そうならないためにも、龍ヶ崎市は、設備も含めた公共施設の維持管理や更新に必要な費用を算定していくことで、中長期的な保全コストの所要額を把握し、それを根拠として公共施設の量の見直しに活かしていくべきです。それが行われない場合は、公共施設の維持管理すら行えず、龍ヶ崎市の「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」に掲げてある政策的な取り組みも所要の財源が確保できないために計画倒れに終わりかねないことを意味しています。

一方で、予防保全、長寿命化対策のFMを推進させることでライフサイクルコストの抑制や費用の平準化に取り組むこと、そしてFMを通じて得たコストに関するデータ、知見を公共施設再編成の行動計画（以下「行動計画」という。）の策定と実行に活用すべきです。

したがって、龍ヶ崎市は量的再編成に取り組み、その上で、日常的な運営方法や予防保全、長寿命化などの見直しに取り組むべきです。量・質相俟った取り組みで、次期行動計画の財源も前期計画までの取り組みで生み出す（確保する）努力を続けるべきことを、他自治体の失敗事例から学ぶことが必要です。

#### 4 学校施設の総量削減や活用

龍ヶ崎市が保有する公共施設のうち、学校施設は全体の61%（小学校35.5%、中学校25.5%）を占めます。学校は、地域を象徴する施設であり、地域の中心として使うべき施設という考えは、一定の合理性があり、最大限尊重されるべきです。

しかし、少子化に伴う児童生徒数は、平成8年度のピーク時の78%（平成8年度8,561人、平成25年度6,652人）に減少しており、今後も減少傾向が続くことが見込まれます。こうした状況を鑑みると、中長期的には、学校施設の総量削減は避けられないものと判断されます。

とはいえ、それは総量削減ありきの取り組みではなく、今後も増加が必至の余裕教室を念頭に、ソフト面で様々な工夫でこれを活用する視点も必要です。その具体策に関しては、庁内、市民と問題意識を共有し、できるだけ早期に学校施設活用の議論を開始することが重要です。

この議論に関しては、児童・生徒の安全性や教育の独立性という観点からマイナスイメージが持たれることが多いのが実態です。しかしながら、全国的には、すでに多様な学校施設の活用事例が数多く生まれています。

これらの知見から特に、

##### ①動線区分

##### ②管理区分

##### ③利用者団体との連携（学校の方針がきちんと伝わる仕組みづくり）方法

を学ぶことで、龍ヶ崎市においても学校施設の活用に対するイメージが変わり、市民と行政がともに未来志向の議論をすることが可能となると考えられます。

また、学校施設の統廃合や活用がスムーズに進んだ地域に共通して見られる特徴にも学ぶべきです。それは、1つに、首長や教育委員会のリーダーシップと実行するための意欲があること。2つに、地域の安定（人材が恵まれている、住民の地域への関心が高いなど）があるということです。

学校は単なるハードとしての「ハコ」ではなく、そこで「人が育つ」「人がつくられる」というソフト面の意味も非常に大きい施設です。だからこそ、たとえ歴史ある学校

が統廃合や活用対象になり、当初は反対意見が出たとしても、この2つの条件が満たされれば、人々の記憶をどのように継承しながら、地域に愛されるハコとしていくべきかという未来志向の議論が深まり、地域において愛される施設へと生まれ変わるでしょう。学校は、龍ヶ崎市が目指す公共施設の「新たなカタチ」の真価が問われる格好の施設なのです。

この検討に際しては、資料1にて後述する先進自治体における学校施設の有効活用の事例や文部科学省の学校施設のあり方に関する調査研究協力者会議の報告書「学校施設設備基本構想の在り方」（平成25年3月）においても、学校施設の複合化について方向性を出しているため、参考にさせていただきたい。

## 5 行政内部の連携、機能、組織体制強化

公共施設再編成を実行するには、職員全員が現世代の需要の充足と次世代にとって重要な機能を確保し、持続可能な地域経営の基礎をつくる、つまり、より良い未来を市民と共に築きあげていくという高い使命感を持たなければなりません。一人ひとりの職員が、公共施設の所管課職員という意識を持つことはもとより、公共施設を通じて龍ヶ崎市の経営を市民から負託されているという意識を持って、再編成の任に当たることが強く求められます。

意識に留まらず、実効的な体制づくりも必要です。今回、有識者会議の委員の各自治体（さいたま市、習志野市、秦野市）においては専任組織を設置しています。これに対して、龍ヶ崎市においては、各職員は現在、他の業務との兼任で公共施設再編成に取り組んでいるのが実態です。公共施設は、耐用年数が数十年に及ぶこと、公共サービスの拠点という性質上、その改廃や変更は、市民生活に長期的な影響を与える可能性があるため、特に、再編成の推進を担う「組織」「人材」「連携」面で不断の改善が必要です。

まず、組織に関しては、公共施設再編成の問題への取り組みの重要性を市民、市内部に示し、さらに、その実効性を高めるためにも、専任組織の創設が強く求められます。

次に、人材については、組織の設置にあわせて、キーマンとなる職員の配置や異動の配慮などの人事上の戦略も必要不可欠です。

さらに、市長部局、教育委員会、学校といった垣根を超えた連携も必要となってくると考えます。たとえば、教育委員会の技術系職員を市長部局に組み込むことや、公共施設再編成の担当者を教育委員会職員と兼任させるといったことも、4で述べた学校施設の総量削減や活用を効果的に進める手段の一つです。

これらの戦略や手段は、縦割りとなりがちな行政組織の中で、公共施設再編成において各部署で抱えている問題を共有し、多くの職員を巻き込んでいくためにも有効な手段です。公共施設再編成を実行するにあたり、組織体制を強化するために積極的に取り組むべきです。

## 第2章 行動計画策定における考え方

行動計画を策定するにあたり、第1期は、トライアル事業として情報収集や分析方法、意識共有の検討を行い、その知見を第2期以降の計画策定に活かすべきです。

第2章では、具体的な行動計画の内容、計画策定の留意点など、行動計画策定における考え方について提言します。

### 1 対象施設

再編成の対象施設については、抽出するのではなく基本方針に掲載されている全施設（82施設）とすべきです。このことで、対象施設が、例外なく、公平・公正に選定されるというメリットと同時に、例外となる施設をなくすことですべての関係者に当事者意識を植え付ける効果も得られます。

なお、議論の中では、施設を選定する場合に、重要課題に沿って対象施設を選定することや、延べ床面積が大きい施設から取り組むことも効果的ではないかという意見があったことを参考意見として付言しておきます。

### 2 行動計画の登載時期

行動計画に登載すべき時期については、一定のルール化は当然必要であり、そのためには、客観的な視点から納得性の高いものが必要です。

このルールについては、先進自治体のなかには、建物の更新時期（耐用年数切れ）の際に、機械的に複合化を原則として再編成の具体的な方法、手順を検討しているところがあります。

龍ヶ崎市では、財政規律の維持を重視し、先例からより踏み込んだルール化を提案します。1つは、「更新時期」に加え、それよりも早期の「大規模改修時期」において施設再編成の要否、さらに再編成の具体的な方法を検討するということ。2つは、コストパフォーマンスの悪化が恒常化している施設やコストパフォーマンスの悪化が顕著な施設などについては、大規模改修時期を待たず、見直しを「前倒し」で進めていくこと。

その際、市民には、具体的な再編成の内容をイメージしやすい表現方法にするなどして、現状を放置すれば、公共施設が維持困難な状態に陥るといった危機認識を市民と共有しやすくすべきです。

### 3 再編成の方向性

公共施設再編成を実行する際には、多くの市民が納得できるような客観的な施設に関するデータが必要です。それは、稼働状況や管理運営費用、建物の状態など、施設のコストパフォーマンスを示す客観的なデータであるべきです。これを多面的に分析するこ

とで、再編成の具体策を見出すことができるはずで

です。先進自治体における施設データの「収集方法・方針」を整理すると、各自治体によって異なっています。さいたま市は、データを毎年更新し、マネジメントツールとして活用しています。秦野市は、1年おきに情報収集しています。習志野市は、不要なデータの収集調査を行わず（必要最小限の収集調査は行う）、公共施設の所管課担当者の負担軽減に配慮しています。

龍ケ崎市においても、先例と同様、再編成の不断の見直しの前提となる基礎データの収集は当然必要ですが、それに係る事務負担の軽減にも十分配慮すべきです。具体的には、固定資産台帳、業務調査での施設利用・コストなど公共施設の所管課が把握している庁内情報を最大限活用すること、公共施設予約システムからデータ収集ができない龍ケ崎市においては、収集しなければならないデータのフォーマットを作成し、日常業務の一環として公共施設の所管課が施設の稼働状況について把握すること、さらに、これを集約する仕組みが必要です。

同時に、これを「分析・評価」に活用することも必要です。龍ケ崎市は、市町村合併をしていないこともあり、市内に同用途の施設が複数ある状況ではありません。そのため、施設のコストパフォーマンスを比較・評価する方法、稼働状況や管理運営費用、建物の状態で方向性を整理する場合、龍ケ崎市のまちづくりの方針に照らしてウエイトをつける必要性や方法なども検討課題に挙げられます。引き続き龍ケ崎市の実状にあった方法を検討、考案することが必要です。

#### 4 市民との意見交換

第1章の2で述べたとおり、公共施設再編成について、行政は、市民に分かりやすい情報共有を行うべきです。同時に、行動計画策定時には、情報共有も兼ね構想の段階から意見交換等の機会を設定し、市民の意見を取り入れていくことが必要です。

施設の利用者と市民全体では、意見が異なることも想定できます。収集した意見が本当に市民の広い意見を代弁しているか、無責任な意見になっていないかを見極めることが大切です。一部の偏った意見の収集とならぬよう、意見交換会、広報、パブリックコメントなどの多様な媒体を活用し、多様な市民が意見を述べやすい時間と場所を確保すべきです。

龍ケ崎市の地域コミュニティ活性化の観点からも、市民意見を収集することは重要です。地域力の活用可能性（公設民営型の施設再編成）を探れるような意見聴取方法の採用、個々の施設に対しての意見ではなく、その機能に関する意見収集の実施が望まれます。龍ケ崎市の特性にあった意見収集方法の確立を目指して引き続き研究していただきたい。

また、こうした行政と市民の対話には相当の時間がかかるため、それを織り込んでスケジュールを立てる必要もあります。

## 5 まちづくりの考え方

公共施設再編成には、まちづくりの視点も欠かせません。そのプロセスに市民が関与できるようにすると、効果が大きいと考えられます。例えば、公共施設の管理・運営を市民が主体的に担い、結果として市民満足度の高い公共サービスが提供できるなどのメリットが期待できるからです。

龍ヶ崎市の財源は他の自治体同様、少子高齢化の進行とともに義務的経費の増加によって先細りが予想されるため、多様なまちづくりにこれまでと同等の財源を充てていくことは不可能です。まちづくりの重点政策やその提供拠点となる施設を、どこから（優先順位）、どのように（地域単位）再編成すべきかを決める必要性が高まっています。

まず、優先順位を考える際には、市民の日常生活レベルで考える手法、将来のまちづくりの方向性と人口動向の両視点から考える手法、地域特性を見極めていく手法などがあります。龍ヶ崎市における優先順位付けの判断基準の参考にさせていただきたい。

次に、地域単位については、秦野市では、旧町村が地区割りの基軸、習志野市では、小学校区を単位に公共施設の再編成が進められています。これらを参考に、龍ヶ崎市ならではの地域の設定が求められます。龍ヶ崎市には、小学校区ごとにコミュニティセンターが設置されていますが、前述の2自治体と異なり、地域レベルの施設数が少ないことから、秦野市（旧町村）と習志野市（小学校区）の中間的な地区割りを設定するという考え方もあります。

公共施設再編成は、まちづくりの好機とも言えますが、それだけに職員の政策企画力のさらなる向上が求められます。量的な再編成が進んだとしても、ソフト（機能）の充実なくして、ハード（施設）を活かしきることはできないからです。ハードばかりに庁内、議会の関心が集中し、ソフトの充実がなおざりにならぬよう、「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」に代表される主要政策の企画力向上に努めることは重要です。

## 6 PDCAサイクルの考え方

行動計画を実行する際、社会経済情勢の変化や毎年度の取り組みの成果・課題を踏まえてPDCAサイクルの仕組みを作る必要があります。しかしながら、「Plan」「Do」ができて、「Check」をいかに行うかが課題です。単に進捗管理として行うだけでは、危機感が醸成できません。

「再編成とは何か」「どうして再編成をやるのか」という目的を問いかけることに重きを置いた「Check」を、常に訴え続ける必要があります。その実行性を担保する方法については、習志野市で策定中の「公共施設再生条例と同施行規則案」などを参考に検討していく必要があることを付言しておきます。

また「Check」の実行役も必要です。この役回りには中間的な存在の方が適任です。何らかの外部のチェッカーであったり、行政・利害関係者ではない「人」「組織」を巻

き込みながら、チェックをしていく体制が必要です。龍ヶ崎市の場合、流通経済大学があることから大学関係者を巻き込んでいくことも手法の一つと考えます。

### 第3章 最後に

現在、全国の多くの自治体において、公共施設の更新問題に立ち向かおうと、いわゆる施設白書の作成やファシリティマネジメントの取り組みが始まりだしたところです。

今回、有識者会議の中では活発な意見交換が行われました。研究者の立場、同じ自治体職員の立場での活発な意見交換が行われたことで、龍ヶ崎市の新しい公共施設のカタチをつくるための土台になるような提言が数多く出てきました。

公共施設再編成を進めていくためには、

- 持続可能な地域経営には不可避な取り組みであるという強い意識を持つこと
- 従来のあり方・やり方にこだわらず、市民と行政の対話を通じて身の丈にあった「新しいカタチ」を創り上げられなければならないこと
- 「新しいカタチ」を創り上げる過程では行政は積極的に情報発信すること
- FMで得た実績（データや知見）を行動計画策定・実行に活用すること
- 学校施設の総量削減や活用においては、特に首長や教育委員会のリーダーシップと実行意欲が必要であること
- 学校は「人が育てられる」というソフト面の意味もあると認識すること
- 行政内部においても職員一人ひとりが高い意識をもつこと
- 専任組織を創設し、実効性を高める必要があること

というようなことが必要であると提言をしました。

次に行動計画策定における考え方は、

- 対象施設については、基本方針に記載の全82施設にするべきであること
- 行動計画の搭載時期は、一定のルール化が必要であること
- 多くの市民が納得できる客観的な施設に関するデータの分析と評価をすること
- 情報共有も兼ね計画の構想段階から市民との意見交換を設定すること
- まちづくりの視点も重要だが「ハード」ばかりに関心が集中し、「ソフト」の充実が図られなくならないよう注意すること
- PDCAサイクルは単に進捗管理を行うのではなく、いかに「Check」を行うかが課題であること

というような提言を主にしました。

これらは研究者、自治体職員の観点からでたもので、実効性が高いものと確信しています。

龍ケ崎市の公共施設再編成も他の自治体同様、ほとんどの自治体が経験したことのない「公共施設の更新問題」という大海原への航海へ出た直後です。この航海の途中で「行動計画の策定や実行」という荒波にもまれることもあるでしょう。私達、有識者会議が龍ケ崎市のこれまでの取り組みを見てきたことで感じたことは、そのような荒波の中でも龍ケ崎市は「新しいカタチ」を創り上げながら市民、議会、行政が一体となって乗り越えていけるのではないかということです。

もし、荒波に飲まれそうな時には、本提言が龍ケ崎市の一助になることを期待するとともに、有識者会議からの思いを含めたサブタイトルのように龍ケ崎市が「ファシリティマネジメントの先進地から日本の新しい公共施設のトップランナー」となることを期待し、本提言の結びとします。

## 資料編

資料1

## 学校施設の利活用について

(有識者会議第3回倉斗副委員長の事例発表から)

龍ヶ崎市においては、公共施設の6割を学校が占めていることから学校施設の利活用について、避けられないと第1章の4において示しました。ここでは、有識者会議第3回において倉斗綾子副委員長が紹介した事例を示すことで、学校施設のイメージを変え、未来志向の議論を行うきっかけの一助となることを期待します。

### ①少しでも地域の施設になれるようにと期待をこめられた新設校

#### 埼玉県戸田市 葦原小学校

—「まちづくりは人づくりから」「人を作る学校」(分離新設校)をまちのキーとして—

#### 特別教室の地域住民への開放

将来、地域住民に対し特別教室を開放する際に、2階にある特別教室に直接入れるよう、道路から2階に上がれるスロープを設計しています。

また、学校側も地域から要望があれば図書室や多目的室、音楽室、図工室も開放していきたいと思っており、地域に対して「開く」といった意識が高い学校です。

地域のイベントでは2階部分を開放し、学校と地域が一緒に行う合同給食会、お祭りなどが年に1～2回開かれています。授業参観や運動会の時は保護者だけでなく、地域の人々が校内を歩いたり、休憩していただきます。

#### 1階部分を地域の人の近道として設計

1階部分にはパスが設けられており、地域の人々が学校を近道(街路)として通り抜けるような設計をしています。また、1階に生涯学習施設や校長室を設置し、安全対策の観点から大人が目点々となるように設計しています。生涯学習施設は地域の方々が日常から利用し、障がいをもった子ども達の作品展示などに活用されるなどしています。

#### 地域サロンの設置

設計者の提案で自由に使える場として地域サロンが設置されています。

授業参観の日にはボランティアの父母が喫茶店を開いたり、休みの日には卒業生が学校に集まってきたりしています。

山口県下関市 豊北中学校

—統合で出来た、地域で唯一の学校（統合新設校）を地域の学びの拠点に—

図書室を地域の図書館に

図書室を市立図書館として運営しており、市の職員と嘱託員が配置され、貸し出し業務を行っています。隣には職員室を配置し、大人の目が届くように設計されています。

学校の図書室も兼ねているので、書棚をうまく配置し、日中、子どもたちが授業を受けているときにも地域の人が本を借りられるようにしています。

学校側も地域の方々が来られる施設ということで、定期的に美術の作品展示をして中学生の作品が目に触れてもらえるような工夫をしています。

**②児童数減少に伴いできた余裕教室を活用した学校施設の複合化**

埼玉県宮代町 笠原小学校

—非常に特徴的なデザインの学校を長寿命化で利活用—

余裕教室を福祉関連施設へ

学年4クラスで設計されていた教室は、現在2クラスに減少し、約半分のクラス数になってしまいました。

余裕教室の一部のうち、キッチンやトイレを一部改修したものの、基本的には設計当初の教室のまま使用し、子育て世代や高齢者がいつでも立ち寄れる福祉交流センターと障がい者が作業をするのに通ってくる福祉作業所として活用し、複合化施設としています。

### ③ 廃校の活用

#### 東京都渋谷区 原宿中学校

一廃校となった学校を高齢者福祉施設とコミュニティ施設の複合施設にー

#### 地元の意見を収集

廃校にあたり、区が中学校のOBやPTA役員等を集めて、施設の活用検討会を発足し、どのように活用していくのかを議論しました。

その結果、「施設の中身や外観はそのまま残してほしい」という要望があがったので、その活用方法を検討しました。

#### 1階は高齢者福祉施設

1階はデイサービスセンターを民間が開設しました。教室の廊下と教室を仕切っていた壁を可能な限り外し、広いデイルームを作っています。

元々は学校なので廊下と教室という構成が残っていますが、車椅子で使用できる流しを設置したり、特別教室などを一般浴室、機械浴室などに改修したりすることで、デイサービス利用者が入浴できるようになりました。

学校は、バリアフリーではないものが多いので、エレベーターを取り付けたり、昇降口にスロープをつけたり、車椅子用のトイレを改修して新たに付け加えたりしています。給食を作っていた厨房は、そのままデイサービスセンターの厨房として使用しています。

#### 2・3階はコミュニティ施設

2・3階は教室の形をほぼ残し、区のサービス公社の運営でコミュニティ施設として、貸し館機能を持たせ、地域の方々に使ってもらっています。

#### 徳島県上勝町 小学校跡地

一若者の定住促進への基盤整備の施設にー

#### 1階は貸し事務所、2・3階はスケルトン・インフィルで住居に

1階は教室の構成そのもので、このまちに若い世代に残って欲しいと、かなり安い値段で賃貸事務所のスペースとして起業しやすいように貸し出しをしています。

2・3階はスケルトン・インフィルの考え方で賃貸住宅に転用しています。一つの教室の中に木製のインフィルを入れ、IHのキッチンとお風呂、トイレ等入れて1個の住宅になっています。若い人たちに優先的に入居させており、校庭は駐車場として使っています。

## 東京都多摩市 中学校廃校

—市立図書館の改修の為に廃校を暫定図書館に—

### 工事のため廃校を図書館として暫定使用

市立図書館を急遽改修工事をせざるを得なかったため、廃校を図書館として活用しています。一見、学校から図書館は転用しやすい機能に思えますが、図書館へ改修する場合の留意点として床の加重があります。一般的な閉架書架ではよく機械式で集密な状態にしてしまいましたが、学校施設の場合、重さに耐え切れず床が抜けてしまう可能性があるため、かなりゆったりと書架を置かないと危険です。部屋はたくさんありますが、その分職員の導線がどんどん長くなるというデメリットもあり、構造的な留意点が必要なのがこの事例からわかります。

## 兵庫県神戸市 北野小学校

—阪神大震災で被災し、廃校となった学校の一部を体験型工房に—

### 民間参入によつての売却後の活用

阪神大震災で一部の校舎が使用できなくなった学校を民間に売却し、使用可能な校舎を活用し「北野工房のまち」として、神戸ブランドに出会う体験型工房ができました。

日本酒の利き酒体験や食パン作りなどの色々な文化が体験できる施設としており、観光客で賑わっています。

### 学校の記憶を残すスペース

地域の方が使える学校の記憶を残すギャラリーが設けられています。歴史的なものが展示されていたり、いつでも自由にこのスペースを使って、地域の人たちが打ち合わせをできるような場所として提供しています。

資料2

龍ヶ崎市公共施設再編成の行動計画策定に係る有識者会議設置要綱

平成25年4月26日

告示第94号

(設置)

第1条 公共施設再編成の行動計画の策定に関し、有識者の知識及び知見を反映させるため、龍ヶ崎市公共施設再編成の行動計画策定に係る有識者会議(以下「会議」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共施設 公用又は公共の用に供するため市が設置する庁舎、学校、図書館、コミュニティセンター、体育館その他の建築物(建築物に付帯する設備等を含む。)をいう。
- (2) 公共施設再編成 龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例(平成24年龍ヶ崎市条例第25号。以下「条例」という。)第9条第1項に規定する公共施設によって提供する機能を社会経済情勢の変化及び財政状況等に適合させ、必要性の高い機能を確保するための取組をいう。
- (3) 基本方針 条例第9条第2項に規定する公共施設再編成を計画的に推進するための長期的な期間における公共施設全体を対象とした方針をいう。
- (4) 行動計画 基本方針に掲げた事項を推進するための中期的な期間における個々の公共施設を対象とした計画をいう。

(所掌事項)

第3条 会議は、行動計画の策定に係る次に掲げる事項について検討し、その結果を提言書に取りまとめ、市長に提出するものとする。

- (1) 公共施設の建て替え若しくは改修による長寿命化又は統合等の適用の考え方に関すること。
- (2) 前号の適用の時期の考え方に関すること。
- (3) 稼動状況、収支状況その他の公共施設の現状把握の方法に関すること。
- (4) その他行動計画の策定に必要な事項

(組織)

第4条 会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員8人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 先進的な取組を行っている地方公共団体の職員
- (3) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第3条の提言書を市長に提出した日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を要請し、意見又は説明を求めることができる。

5 委員は、他の者を代理人として会議に出席させることができる。この場合において、委員は、委員長に対し、あらかじめ委任状(別記様式)を提出しなければならない。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、政策推進部企画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

2 前項の規定によるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

資料3

龍ヶ崎市公共施設再編成の行動計画策定に係る有識者会議委員名簿

役職	所属	氏名
委員長	一般財団法人地方自治体公民連携研究財団 企画開発部長	藏田 幸三
副委員長	千葉工業大学工学部デザイン科学科助教	倉斗 綾子
委員	さいたま市行財政改革推進本部副理事 (公共施設マネジメント推進チーム担当)	西尾 真治
委員	習志野市財政部資産管理室資産管理課主幹	岡田 直晃
委員	秦野市政策部公共施設再配置推進課専任主幹 兼課長補佐兼教育部教育総務課複合施設計画 担当主幹	志村 高史
委員	龍ヶ崎市市長公室長兼統括政策監	松尾 健治
委員	龍ヶ崎市政策推進部財政課長	飯田 俊明
委員	龍ヶ崎市政策推進部企画課長	龍崎 隆

資料4

龍ヶ崎市公共施設再編成の行動計画策定に係る有識者会議開催経過

回	日程	内容
第1回	平成25年6月28日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長・副委員長の選出について</li> <li>・龍ヶ崎市公共施設再編成の行動計画策定に係る有識者会議の目的について</li> <li>・龍ヶ崎市の基本的な考え方について</li> </ul>
第2回	平成25年7月22日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の協議内容について</li> <li>・公共施設の現状把握の手法について</li> </ul>
第3回	平成25年8月21日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有識者会議全般における論点</li> <li>・第3~5回までの進め方について</li> <li>・行動計画登載施設選出の考え方について</li> <li>・公共施設再編成に向けた新しい「カタチ」とは</li> </ul>
第4回	平成25年9月30日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設再編成の行動計画策定・実施の考え方</li> <li>・行動計画再編成の実効性について</li> <li>・「公共施設再編成の新しいカタチをつくるための提言」骨子案について</li> </ul>
第5回	平成25年10月31日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・龍ヶ崎市公共施設の新しいカタチに対する提言について</li> </ul>